

次世代森林集約化促進事業（集約化促進）実施要領

次世代森林集約化促進事業（集約化促進）（以下、「本事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 事業の目的

本事業は、脱炭素社会の実現に向けて循環型林業を進めるため、主伐・再造林地の集約化を促進し、規模拡大による生産性の向上を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

森林組合、森林組合連合会、及び民間事業者

第3 支援対象等

主伐・再造林地の集約化に係る経費を支援する。
なお、事業の支援対象、補助率及び補助金額等は、別表1のとおりとする。

第4 事業計画の作成等

1 事業計画の申請

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、第1号様式により事業計画を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に申請するものとする。

2 事業計画の承認

地域振興局長等は、事業実施主体から申請のあった事業計画を審査し、適当と認められるときは第2号様式により知事に副申するものとする。

知事は、提出された事業計画の内容が適当と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

3 事業計画の変更

2の規定により承認された事業計画の内容を著しく変更して実施する場合は、1に準じて知事の承認を受けるものとする。

なお、著しい変更とは、以下に該当する場合をいう。

(1) 補助金額の増又は30%を超える減

(2) 実施項目の新設又は廃止

4 事業計画の取消し

知事は、事業実施主体が承認した事業計画に従って事業を実施していないと認められるときは、事業計画の承認を取り消すことができる。

第5 事業の実施

1 交付決定前着手届

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、当該年

度においてやむを得ない事情により交付決定前に着手しようとする場合は、第3号様式により地域振興局長等に提出するものとする。

2 事業着手届

事業に着手した時は、第4号様式により地域振興局長等に提出するものとする。

3 事業完了報告

事業が完了したときは、その日から7日以内に第5号様式により地域振興局長等に提出するものとする。

4 検査

地域振興局長等は、上記3の提出があったときは、事業の履行を検査するものとする。

なお、検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）に基づき行うものとする。

第6 留意事項

1 指導推進体制

県は、事業の実施について、事業実施主体の指導・支援に当たるものとする。事業実施主体は、第1の事業目的の達成に努め、本事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

2 ICT技術の活用

事業実施主体は、効率的かつ効果的な集約化の推進に向けて、ICT技術を活用した取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 成果報告等

事業実施主体は、事業実施後においても、本事業の成果及び実績等について、県から報告を求められたときは、これに協力するものとする。

第7 事務取扱等

1 知事に提出する申請書等は、全て地域振興局長等を経由するものとする。

2 地域振興局長等は、新潟県行政組織規則（昭和35年3月25日新潟県規則第8号）第10条の規定に基づきその所管又は担当する区域の申請書等についてその内容を審査し、農林水産部林政課に提出するものとする。

3 事業実施に当たり事業実施主体等が提出する書類の種類、様式、提出先、及び提出部数は、別表2によるものとする。

4 地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

附則

この要領は、令和7年5月15日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3関係）

支援対象、補助率及び補助金額等

実施項目	補助率及び補助金額	支援対象（経費区分）	採択要件等
集約化活動	<p>定額</p> <p>新たに主伐・再造林の実施について合意が得られた森林面積に、補助単価（150千円/ha）を乗じた額 ただし、実行経費を上限とする。</p>	<p>主伐・再造林地の集約化に係る次の経費</p> <p>①情報の収集 森林簿、登記簿、林地台帳その他の書類による、区域の面積、林齢、林種、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定などの主伐・再造林計画作成に必要な情報の収集</p> <p>②現地調査 主伐・再造林予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査、その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査</p> <p>③境界確認 所有者の現地立ち合い、その他境界確認に必要な活動</p> <p>④合意形成活動 森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、施業提案書等説明資料の作成、その他主伐・再造林の実施に係る合意の取り付けに必要な活動</p> <p>⑤ICT技術の活用に係る経費</p> <p>⑥その他必要な経費</p> <p>※対象経費（費目）はIに掲げる表のとおりとする。</p>	<p>1 3ha以上の主伐・再造林を一体的に実施するための集約化活動、森林調査又は山土場の整備等であることを要件とする。 要件とする3haの面積には、既に合意取得済みの森林面積を含めることができるが、集約化活動の補助金額算定に用いる森林面積からは除くものとする。</p> <p>2 原則として、事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に主伐・再造林を実施すること。</p> <p>3 集約化した主伐・再造林地について、長期管理契約を締結するなど所有者等の森林管理の負担軽減に努めること。</p>
森林調査	1/2 以内	<p>ICT等による森林調査委託費</p> <p>※集約化活動の経費と重複しないこと</p>	
山土場の整備、アクセス道の補強・改良	1/2 以内	<p>山土場整備、アクセス道の補強・改良に係る次の経費 土工、路面工（敷砂利）、仮設工（敷鉄板等）等経費</p>	

※ 上限補助金額は、予算の範囲内で1,965千円/団地とする。

※ 補助を受ける対象行為と同一の内容について、国・県が助成する他の制度と重複して補助金の交付を受けることはできない。

I 対象経費（費目）

区 分	内 容
技術者給	事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。）
賃金	事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金（ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
謝金	事業を推進するために実施する境界の立会い等に出席する所有者等の謝金
旅費	事業を推進するために実施する境界の立会い等に出席する所有者等の旅費
需用費	食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料、資料購入費、修繕料等
役務費	通信運搬費、手数料、伐倒費、薬剤散布費、労災保険料、損害保険料等
委託料	資料作成、登記事務、測量・調査等の委託料
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材等（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

II 経費として計上できないもの

- ・ 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施した経費（ただし、交付決定前着手届を提出した場合を除く。）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用に成り得るもの（パソコンやプリンタ等）の購入費、保証金、敷金及び仲介手数料に係る経費
- ・ 金融機関などへの振込手数料に係る経費（取引先が負担する場合を除く。）
- ・ 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成及び送付に係る経費
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- ・ 自己都合によるキャンセル費用及びキャンセルまでに支払った経費

III 補助金額の算定

消費税等は、補助対象経費から除外して補助金額を算定すること。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者である補助事業者及び簡易課税事業者である補助事業者
- (3) 消費税法別表第三に掲げる法人の補助事業者
- (4) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

別表 2 (第 7 の 3 関係)

事業実施主体等が提出する書類の種類、提出先等

提出する書類	様式	提出先 (部数)
事業計画 (変更) 申請	第 1 号様式	知事 (1 部) (地域振興局等経由)
副申	第 2 号様式	知事 (1 部)
交付決定前着手届	第 3 号様式	地域振興局等 (1 部)
事業着手届	第 4 号様式	
事業完了報告	第 5 号様式	

第1号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

申請者

年度次世代森林集約化促進事業（集約化促進）事業計画（変更）承認申請書

次世代森林集約化促進事業（集約化促進）実施要領第4の1（変更の場合は第4の3）の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

（変更の場合は、以下を記載する。）

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

（注）

事業計画（変更）承認申請書を提出する場合は、別紙を添付すること。

別紙

事業主体名：_____

1 事業の内容

予定団地名	団地面積 (ha)	実施項目	施業年度

※ 団地ごとに記載する。

※ 団地面積には、一体的に実施する主伐・再造林（予定）面積を記載する。

※ 実施項目には、①集約化活動、②森林調査、③山土場の整備、アクセス道の補強・改良を記載（以下同様）する。

※ 施業年度には、主伐・再造林の（予定）年度を記載する。

2 実施計画

実施項目	実施期間 (○月～○月)	事業費 (円)	経費積算の根拠	補助金額 (千円)
計				

※ 実施項目ごとに記載する。

※ 補助金額は千円未満切捨てとすること。

※ 変更事業計画書の場合は、上段：変更前、下段：変更後として記載する。

3 添付書類

- ・位置図
- ・対象区域図（集約化活動、森林調査、山土場整備、アクセス道補強・改良、主伐・再造林の箇所等を記載）

第2号様式

第 年 月 日

新潟県知事 様

地域振興局長

年度次世代森林集約化促進事業（集約化促進）について（副申）

次世代森林集約化促進事業（集約化促進）要領第4の2の規定に基づき、別紙のとおり適当と認められるので、これを副申します。

別紙

事業計画チェックリスト

○実施年度 :

○事業実施主体 :

番号	内 容	適否	備 考
1	当該団地で、3 ha 以上の主伐・再造林を一体的に実施する予定となっているか。		
2	事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に主伐・再造林が予定されているか。		
3	計上できない経費が含まれていないか。		
4	事業費や予定補助金額の設定は適切か。		
5	補助を受ける対象行為と同一の内容について、国・県が助成する他の制度と重複して申請していないことを確認したか。		

※ チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入)

第3号様式

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者

年度次世代森林集約化促進事業（集約化促進）交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で承認された標記事業について、次世代森林集約化促進事業（集約化促進）実施要領第5の1の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

第4号様式

第 年 月 日

地域振興局長 様

申請者

年度次世代森林集約化促進事業（集約化促進）着手届

次世代森林集約化促進事業（集約化促進）実施要領第5の2の規定に基づき、
下記のとおり提出します。

記

- 1 着手年月日
- 2 完了予定年月日

第5号様式

第 年 月 日 号

地域振興局長 様

申請者

年度次世代森林集約化促進事業（集約化促進）完了報告書

次世代森林集約化促進事業（集約化促進）実施要領第5の3の規定に基づき、
下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容
別紙のとおり
- 2 着手年月日
- 3 完了年月日

別紙

事業主体名： _____

1 事業の内容

団地名	団地面積 (ha)	うち合意 が得られ た面積 (ha)	実施項目

- ※ 団地ごとに記載する。
- ※ 団地面積には、一体的に実施する主伐・再造林面積を記載する。
- ※ うち合意が得られた面積は、小数点以下第2位まで記載する。
- ※ 実施項目には、①集約化活動、②森林調査、③山土場の整備、アクセス道の補強・改良を記載（以下同様）する。

2 事業実績

実施項目	事業費 (円)	経費積算の根拠	補助金額 (千円)
計			

- ※ 実施項目ごとに記載する。
- ※ 補助金額は千円未満切捨てとすること。

3 主伐・再造林実施計画

団地名	所在地 上段：市町村大字 下段：主な林小班	当該年度 (R)		1 (R)		2 (R)		3 (R)		合計		
		主伐 (ha)	再造林 (ha)	主伐 (ha)	再造林 (ha)	主伐 (ha)	再造林 (ha)	主伐 (ha)	再造林 (ha)	主伐 (ha)	再造林 (ha)	材積 (m ³)

※ 団地ごとに記載する。

4 添付資料

- ・ 位置図
- ・ 対象区域図（集約化活動、森林調査、山土場整備、アクセス道補強・改良、主伐・再造林年度計画を記載）
- ・ 集約化活動の場合、主伐・再造林の実施について所有者の合意が得られたことが確認できる書類